1．［2］⑵㉗イのうち、「（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」及び「（関西国際空港連絡橋を除く。）」を削る。

1．［2］⑵㉗ハを次のとおり改める。

ハ　適用する期間

平成21年７月４日から平成26年３月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

1．［2］⑵㉚のうち、イを削り、ロをイに改め、イの次に次のとおり加える。

ロ　別添８において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

1．［2］⑵㉛のうち、「企画割引「岸和田和泉～南紀田辺間朝夕割引」」及び「企画割引「斐川～出雲早期開通割引」」を削り、「企画割引「関西国際空港連絡橋移管特別割引」」を次のとおり改める。

企画割引「関西国際空港連絡橋移管特別割引」

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に通行する上記の自動車が、１.［2］⑵⑥若しくは⑦又は２.［2］⑵⑤の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。また、本割引の適用を受けた自動車は、１.［2］⑵⑥又は⑦の適用を受けたものとみなす。

なお、関西国際空港連絡橋と高速自動車国道関西国際空港線を連続して通行する場合についての本割引の適用回数は１回とする。

ロ　割引率

午前０時から午前４時までの間については30パーセントとし、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間については50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　実施する期間

平成21年４月29日から平成23年３月31日までとする。

ニ　その他

割引相互間の適用関係については、午前０時から午前４時までの間に通行する場合は１.［2］⑵⑤と読み替え、午前６時から午前９時又は午後５時から午後８時までの間に通行する場合は１.［2］⑵⑥又は⑦と読み替えて１.［2］⑵㉚割引相互間の適用関係のとおりとする。

1．［2］⑶のうち、「中央自動車道西宮線等における社会実験に関する割引」及び「中央自動車道西宮線等における社会実験に関する割引（深夜割引の割引率拡大）」を削り、「近畿自動車道敦賀線等における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」を「近畿自動車道敦賀線等における高速道路無料化社会実験に関する割引」に改める。「近畿自動車道敦賀線等における高速道路無料化社会実験に関する割引」のイのうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで、」を削り、ハのうち、「平成23年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に、ニの表のうち、「東九州自動車道の門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの区間（ただし、当該区間が供用される日から適用する。）。」を「東九州自動車道の門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの区間。」に、「東九州自動車道の高鍋インターチェンジから清武ジャンクションまでの区間（ただし、高鍋インターチェンジから西都インターチェンジまでの区間については、当該区間が供用される日から適用する。）。」を「東九州自動車道の高鍋インターチェンジから清武ジャンクションまでの区間。」に、ホを次のとおり改める。

ホ　割引相互間の適用関係

実験区間と有料区間を連続して通行する場合、本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(Ⅰ)、特別区間等における割引(Ⅲ)、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引（以下「ネットワーク割引」という。）、第二京阪道路特定区間利用割引、エコカー割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引又は休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ただし、本割引を適用した後の料金に対して休日特別割引及びネットワーク割引を適用して算出した額が、本割引を適用する前の料金に対して休日特別割引及びネットワーク割引を適用して算出した額を超える場合には、後者を本割引並びに休日特別割引及びネットワーク割引の重複適用後の料金の額とする。

なお、本割引を受ける自動車に地方部上限割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(Ⅰ)又は特別区間等における割引(Ⅲ)を重複して適用する場合は、有料区間のみを通行する場合の地方部上限割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(Ⅰ)又は特別区間等における割引(Ⅲ)の割引後料金を適用する。

1．［3］のうち、「平成62年８月15日まで」を「平成62年８月29日まで」に改める。

2．［2］⑵のうち、「以下のとおり料金割引を適用する。ただし、③及び⑱については⑴③の料金のみに適用し、⑩については⑴②の料金のみに適用する。」及び⑬から⑯を削り、⑳を⑰に、⑲を⑯に、⑱を⑮に、⑰を⑭に、⑫を⑬に、⑪を⑫に改める。

2．［2］⑵①ハのうち、「平成23年３月31日まで」を削る。

2．［2］⑵④のロ及びハを次のとおり改める。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ただし、平成21年３月30日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までの平日についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（八木山バイパスについては、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　その他

広島呉道路については平成26年３月31日まで本割引を適用する。南阪奈道路については平成21年３月28日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで本割引を適用する。八木山バイパスについては平成21年６月１日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

2．［2］⑵⑤ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

2．［2］⑵⑥イを次のとおり改める。

イ　割引をする自動車

平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間に通行するＥＴＣ車。

2．［2］⑵⑥ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。